当日資料１

第3次南房総市総合計画前期基本計画策定方針（案）

この策定方針は、令和１０年度を初年度とする第３次南房総市総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）の策定に当たっての基本的な考え方や必要な事項を示し、策定事務の円滑な推進を図ることを目的に策定するものです。

１ 計画策定の趣旨

総合計画は、市の目指すべき将来像の実現に向けて、中長期的視点に立ってまちの将来を展望し、望ましい方向性などを総合的・体系的にまとめており、市民とともに、課題や目的を共有しながら取り組んで行くための基本的な指針となるものです。

南房総市は、平成 18 年３月、７町村による合併で誕生し、平成 20 年度には、「ひと・ゆめ・みらい　地域で創る魅力の郷　南房総」を将来像とした第１次南房総市総合計画を策定し、これを市政運営の基本指針として、市民と行政の協働によるまちづくりに取り組んできました。また、平成30 年度には、第２次南房総市総合計画を策定し、前期・後期と 10 年にわたり人口減少抑制をまちづくりの最も基本的な課題として対策に取り組んでいます。

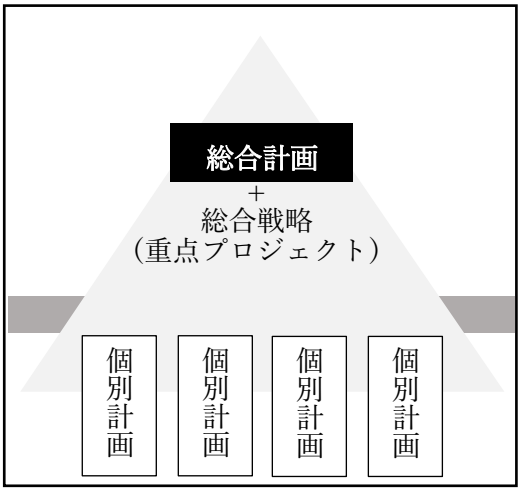
しかしこの間、全国規模で人口減少と少子高齢化が進み、それに伴うさまざまな影響が顕在化しています。本市は、県内でも人口減少・少子高齢化率が最も進んでいる地域のひとつであることから、急激な人口減少を和らげ、地域経済の活性化を図るとともに、持続可能なまちづくりを確立するために、これまで以上に効率的で効果的な行政運営が必要とされます。

令和１０年度から令和１９年度までの 10 年間を計画期間とした「第３次南房総市総合計画」では、人口減少と少子高齢化という喫緊の課題に対応し、持続可能なまちづくりの確立を目指します。

２ 計画の位置づけ

引き続き、市が目指す将来像への中長期的な展望を示すまちづくりの基本方針とし、市の最上位計画として位置付けます。

なお、人口減少対策を主眼とした「総合戦略」は、総合計画の重点プロジェクトと目的が重複していることから、本計画と総合戦略を一体化して策定し、効率的・効果的な施策の推進と進行管理を行っていきます。



３ 計画策定の基本的な視点

前期基本計画は第２次総合計画からの取り組みの継続性を確保しつつ、成果や課題、社会経済情勢の変化、人口ビジョンの見直し等を踏まえ、次の視点に基づき策定します。

なお、第１次総合計画から継続していた基本構想『ひと・ゆめ・みらい　地域で創る魅力の郷　南房総』については、２０年経過を機に見直し、未来に向けた新たな基本構想を策定します。

（１）未来を展望した計画

人口減少と少子高齢化に対応するため、人口減少対策を主眼とした「総合戦略」と一体化を図りながら、未来を展望した計画とします。

今後の社会経済情勢を鑑み、前期基本計画においては、引き続き人口減少の抑制に取り組みながらも、活力ある持続可能なまちづくりに重点を置いた計画づくりを行います。

（２）シンプルで市民に分かりやすい計画

市民にとって分かりやすくて親しみやすく、職員が常に意識しながら業務に取り組むことのできる、シンプルな構造で時間的耐久性の高い計画とします。

（３）検証可能で実効性の高い計画

第２次総合計画期間中に生じた諸課題等について十分な検証を行い、執行状況や課題を把握するとともに、その評価・総括結果を前期基本計画づくりに反映します。

また、重点プロジェクトは、各プロジェクトや項目毎の指標等を設定しておらず、進捗管理や効果検証がし難かったことから、前期基本計画では、総合戦略に合わせて指標を設定し、検証可能で実効性の高いものとします。

（４）個別計画と整合性のある計画

前期基本計画を本市における最上位計画とし、各種行政分野における個別計画との整合性を十分に考慮しながら策定作業を進めます。また、基本計画の施策体系に則して、各個別計画との関連性を明確にした計画とします。

４ 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の３層で構成し、計画期間は次のとおりとします。

（１）基本構想：１０年間

基本構想は、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるために定める基本的な構想で、行政運営の指針となる長期構想です。本市が将来目指そうとする姿である「将来像」と将来像実現のための「基本方針」を定めております。

計画期間：令和１０年度から令和１９年度まで

（２）基本計画：５年間

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するため施策の目標や主要な取り組みなどを明らかにし基本的な施策を体系的に示したもので、施策の方向性や目標を定めております。

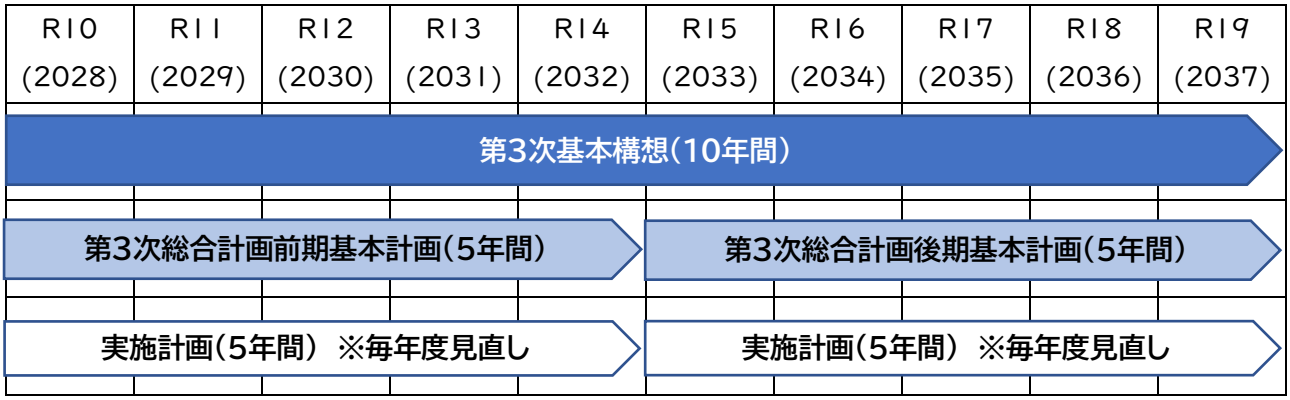
計画期間：前期基本計画…令和１０年度から令和１４年度まで
後期基本計画…令和１５年度から令和１９年度まで

（３）実施計画：５年間

実施計画は、基本計画に定められた施策を実現するための具体的かつ主要な事務事業を定めた事業計画です。毎年度の予算編成時に事務事業の評価等を記載した基本資料を作成することとで、予算と連動した実効性の高い計画とします。毎年度ＰＤＣＡサイクルによる見直しを実施し、計画内容の向上を図り将来像の実現を目指します。

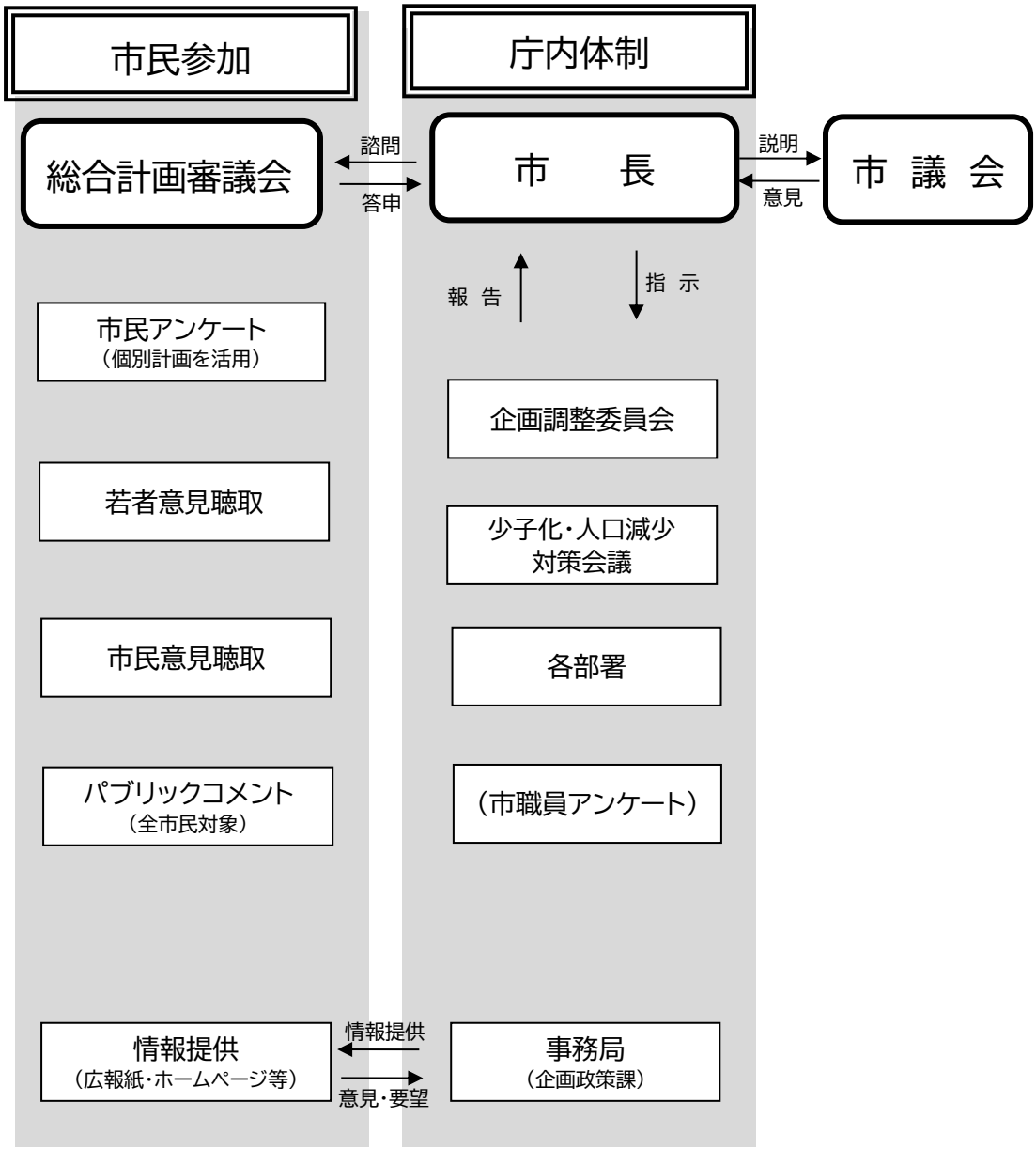
計画期間：令和１０年度から令和１４年度まで

＜計画期間＞



5 策定体制

前期基本計画は、次の策定体制で計画づくりを進めます。



6 策定スケジュール

別紙のとおり